

～交通事故シラズの吉田町にしよう～

# 交通安全情報

発行：吉田町役場防災課 地域安全部門

電話：33-2134

令和7年5月発行

※静岡県警察から情報提供を受けております。

## 5月20日（火）は、自転車マナー向上 キャンペーン「指導強化の日」です！

**目的** 街頭指導活動を行い、交通安全意識を高揚させるとともに正しい交通ルールと自転車マナーの実践指導にあたり、交通事故の防止を図ることを目的にしています。

自転車は、楽しく・便利・快適な乗り物ですが、ご自身や歩行者、車の運転者のためにも、マナーに注意して乗りましょう！

皆さんは、  
『自転車安全利用五則』  
を知っていますか？

自転車安全利用五則とは、  
自転車運転者が守らなければ  
ならない5つの基本的な  
交通ルールです。

**交通安全**  
**交通安全トラの巻**  
～安全をつなげて広げて 事故ゼロへ～  
発行 静岡県 暮らし交通安全課  
(電話 054-221-2104)

令和4年11月1日から

**「自転車安全利用五則」が  
変わりました！！**



**New**  
**自転車安全利用五則**  
① 車道が原則、左側を通行  
歩道は例外、歩行者を優先  
② 交差点では信号と一時停止  
を守って、安全確認  
③ 夜間はライトを点灯  
④ 飲酒運転は禁止  
⑤ ヘルメットを着用 ※

※ ヘルメット着用は全年齢対象です。

自転車の  
保険加入は  
義務だよ！  
